

米軍統治下における立法院議員選挙

——米民政府の選挙干渉と裁判移送問題——

照屋寛之

はじめに

沖縄は一九四五年第二次世界大戦敗戦後、不本意にもアメリカの統治下に置かれ、一九五二年四月二八日サンフランシスコ講和条約第三条によって日本本土から切り離され、一九七二年の本土復帰までアメリカの統治下に置かれた。この間、県知事は「行政主席」となり、県議会は「立法院」と呼ばれるようになった。行政主席は、他府県で県知事を選挙するように、県民が選挙で選ぶのではなく、一九六八年の主席公選を勝ち取るまでは高等弁務官が直接間接に指名した^①。立法院議員は一九五二年から実施されるようになった^②。ところが、民主的な選挙には程遠く、米民政府に

とつて好ましくない候補は被選挙権がはく奪されることもあった。このような選挙干渉は、他府県においては全く行われることはなく、米軍統治下における沖縄の立法院議員選挙の実状であった。

沖縄の選挙史に残る選挙干渉の事例として語り継がれている最初の事例は「天願事件」であった。一九五三年四月一日特別選挙で天願朝行氏（社大党）が当選人と決定されたが、同人は、一九五三年四月一四日布令第一一一号により当選無効とされ、再選挙が行われ、城間盛茂氏が無投票で当選した^③。事の発端は、選挙結果に対して民主党は、天願氏の被選挙権に疑義（横領罪に問われる疑い）があるとして、当選無効の異議申し立てをした。一方、当時の軍政官ルイス准将は、群島選管委の照会に回答を送り「天願氏は破廉恥罪に該当する」ことを明らかにし、同氏の失格が確定するまで当選者の決定を保留するよう指示してきた。しかし、群島選管委は軍の指示にも関わらず、独自の立場で天願氏の当選を告示したため、ルイス准将は「天願氏の当選無効、補欠選挙のやり直し」を命じた^④。

さらに、一九六二年第六回立法院選挙では、中石清隆（人民党）、伊志嶺朝常（自民党^⑤）、瀬長亀次郎（人民党）、国吉真栄（人民党）は開票直前になって琉球政府章典（布令六八号）第一二条の規定により失格を宣告され、これらへの投票は無効票として処理された^⑥。

この結果に対して、中央選挙管理委員会は、「これらの立候補者は、布令第六八号『琉球政府章典』^⑦第二二条後段の重罪または破廉恥罪に該当するため、被選挙権を有しないので通知する。なお当該候補者への投票は立法院議員選挙法第七二条第四項『被選挙権のない候補者の氏名を記載したものの』により、当選無効であるので、開票の点検と同時に当該候補者に投じられた票は、全部無効票として処理するよう取り扱われたい^⑧』と発表され、立法院議員立候補者の被選挙権問題に対する選管の考え方がはじめて明らかになった。

米民政府による選挙への干渉は、これだけにとどまらず一九六五年第七回立法院選挙でも行われ、ついに法廷の場で争われるようになった。巡回裁判所では勝訴したが、上訴裁判所での判決が出る前に大統領命令で琉球政府裁判所から米政府裁判所に移送されるという、いわゆる「裁判移送問題」へと発展し、県内の民主団体、市町村議会、教職員会などが米軍の不当な裁判に一齐に立ちあがった。勿論、法曹界も上訴裁の移送判断、高等弁務官の対応に抗議した。立法院は与野党で温度差があつたが抗議するとともに本土政府への要請も行つた。

この裁判移送問題は、アメリカの沖縄統治の基礎になつている布令、布告と「住民自治や人権をいかに守るか」という、沖縄の最も根本的なものが問われた問題であつた。そこで住民の安全、人権、自治を最終的に守る機関である沖縄の「裁判権」を住民はどのように闘つたのか。特に本稿では、米軍統治下における米民政府の選挙干渉^⑩、特に野党議員への選挙干渉、それに対する立法院議員、法曹会、民主団体などの抗議行動、移送裁判の経緯、判決の影響などを中心に論じてみたい。

Ⅱ 第七回立法院議員選挙と野党議員の失格宣告

(1) 選挙結果

この選挙は米軍施政「二十年」に対する意思表示とも受け取れる重要な意義を持つ選挙であり、日本政府、与党自民党^⑪はもちろんのこと野党各党、朝日新聞など本土マスコミも大きな関心をもつていた。

アメリカがこの選挙にどれほど強い関心を持っていたかは、選挙直前の次のような報道で知ることができる。「米政府は一四日の琉球立法院総選挙に対して、これまでにない強い関心を寄せ、与党民主党の勝利、それに伴う沖縄政

局の安定を心から期待している。もちろん國務、国防両省とも現地民の感情を無用に刺激することを恐れて、今のところ積極的な公式論議は控えている。しかし、非公式には誰もが「ベトナム戦争下における琉球立法院の野党支配の影響の大きさは、はかり知れないものがある」との心配を隠そうとしない⁽¹²⁾。政府にとつて与党民主党が過半数を制すれば、基地問題での理解・協力を得ることができるとは思われるが、社大党、人民党、社会党の野党三党は立法院総選挙革新共闘連絡協議会を結成し、統一綱領で日米安全保障条約の打破と、平和条約第三条撤廃による即時祖国復帰を前面に押し出して、与党民主党と対決しており⁽¹³⁾、野党三党が議席を伸ばせば、基地の安定的運用にも支障をきたすことにもなりかねないので選挙には関心を示さざるを得なかったことは当然であろう。

当選者別の勢力は与党民主一九人、社大七人、人民一人、社会二人、無所属三人となった。民主党は過半数の一九議席を獲得した。第二九選挙区で友利隆彪氏が失格したことと与党は一議席得したことになった。野党は社会党が一議席増えて二議席獲得した以外は現状維持に止まった⁽¹⁴⁾。因みに、与野党の得票率を一瞥してみると、民主党は四四・七二%、社大党二七・二〇%、人民党一一・一一%、社会党四・六九%、無所属・諸派一一・二八%となり、議席数とは別に民主党よりも社大、社会、人民の野党三派で四二%と民主党に伯仲し、無所属当選者は三人とも革新系だけに、これを合わせると与野党の支持はまったく逆転することになった⁽¹⁵⁾。もちろん得票数でも与党のおよそ一四万五〇〇〇票に対し、野党は一六万二〇〇〇票でむしろ野党のほうが多かった。しかし、選挙制度が小選挙区制であったため、得票率と議席率のアンバランスが起こり、結果的に議席の獲得では与党民主党に有利になったため、民主党が過半数を占めることになった⁽¹⁶⁾。

(2) 選挙結果への干渉…被選挙権失格宣告

立法院議員選挙の開票は、野党候補者の相次ぐ失格宣言によって異常な開票風景の中で行われ、各地で激しい抗議が行われた。二四区の豊見城村では十一月一四日午後八時一七分から開票が始まった。ところが、八時四〇分検票に入る直前になって又吉一郎候補（人民党）の失格通告が行われた。那覇市の二一区では、一五日午前九時から開票が始まり、その直後の九時五分には人民党の瀬長亀次郎候補の失格宣言が行われた。又吉、瀬長候補の失格通告の出し方から推測すると、失格通告への有権者の反対を恐れて意図的にぎりぎりまで通告を延ばしていたのではないかとの指摘もある。宮古島は三選挙区だが、友利隆彪候補は当選が確定してから追放された¹⁷。瀬長日記によれば、「…九時すぎラジオは又吉一郎にたいして失格宣言を行い一郎に投じられた票は全部無効にするよう中央選管の指示があり。豊見城村会場は千人近くの有権者がとりまいている。五、六〇名の警官が動員されている。大衆の圧力で検票させることができた¹⁸」と記されている。瀬長の得票数は、前回とほぼ同数の五三二八票であった¹⁹。

琉球立法院ではすでに一九六五年七月三〇日『被選挙権を剥奪している布令の規定の廃止を要請する決議』を満場一致で行ない、高等弁務官宛に次のように要請していた。「琉球列島高等弁務官は、一九五七年一月、米国民政府布令第六十八号（琉球政府章典）改正第八号及び米国民政府布令第十七号（改正市町村議会議員及び市町村長選挙法）改正七号を公布し「何人も重罪に処せられ、又は破廉恥に係る罪に処せられた者で、その特赦を受けない者は、立法院議員（市町村長又は市町村議会議員も同じ）の被選挙権を有しないと。」と規定した。民主主義国家の人民が享受している参政権は、何人も奪うことができない基本的人権であって、その剥奪又は不当な制限は、参政権の本質と法の下での平等の原則にもとるものである。よって、本院は、琉球住民の政治に参加する権利を不当に奪っている前記布令の被選

挙権を剥奪している規定をただちに廃止するよう強く要求する²⁰。このような立法院の要請にもかかわらず、弁務官が同布令を廃止しなかったため、第七回立法院議員選挙でも四人の候補者が開票に先立ち中央選挙管理委員会から「被選挙権失格の宣告」を受けることになった。

中央選挙管理委員会が通告した選挙無効の理由は次のとおりである。友利隆彪候補（社大党）は、一九六三年一月二六日に、立法院議員選挙法第八二条第三号「選挙の自由妨害罪」違反で、宣告略式即決によって五〇ドルの罰金に処せられた。同罪の法定刑が「四年以下の懲役若しくは禁固または三三〇ドル以下の罰金」となっており、重罪として投票無効の処分をとった。瀬長亀次郎候補（人民党）の場合は、軍政布令第一号「刑法並びに訴訟手続き法典」の二・二・三一項違反、米民政府布令一二五号「琉球列島出入管理令」第七章第三〇条のほう助および教唆違反、軍政布令第一号「刑法ならびに訴訟手続き法典」の二・二・一八項違反（偽証）、同布令第一号の二・二・一八項違反（偽証）、同布令第一号の二・二・一八号違反（教唆）などの罪で懲役二年の刑を受けているので、琉球政府章典第二二条の「何人も重罪に処せられ、また破廉恥にかかわる罪に処せられたものでその特赦をうけないものは立法院議員の被選挙権を有しない」に該当する。又吉一郎候補（人民党）の場合は、米軍政府布令一号「刑法ならびに訴訟手続き法典」米民政府令一二五号「琉球列島出入国管理令」の規定違反のほう助および教唆によって懲役一年の刑を受けており、これは琉球政府章典に規定する破廉恥罪に該当する。また布令一四四号の一年以上の法定刑を受けたものは重罪とされているので被選挙権はない。大宜見朝徳候補の場合は、布令第二号第二条第三三項「軍政当局のもとに行動するものの如く偽る者」（戦時刑法）違反に基づき、一九六四年に宣告略式即決によって懲役一年の刑に処せられたので重罪に該当し投票は無効である²¹。

このような犯罪事実から、中央選挙管理委員会は立候補者の資格審査会を開き、投票締め切りの一四日午後六時までに「特赦」の恩典がなかったため、選挙法第七二条四項「無効投票」の規定により、四候補の得票は無効と判定した。⁽²²⁾

ところが、友利氏は一九六三年一〇月二六日、宮古巡回裁判所において立法院議員選挙法第一八二条第三号違反に問われ「罰金五〇ドル」の刑に処せられたが、判決において「立法院議員選挙法第二一〇条第一項の規定による選挙権、被選挙権を停止しない」とされていた。また、瀬長、又吉両氏については処罰を受けたのは一一年も前のことであり、大宜見候補に至っては二〇年も前のことであった。しかもこれら三氏については、上記規定は明らかに事後法であった。現に瀬長氏は「人民党事件」⁽²³⁾で処罰を受けた後に那覇市長に当選しており、大宜見氏はその後も選挙の度に立候補していたが、過去一度も失格宣言されたことはなかった。⁽²⁴⁾

このように考えると、失格宣告の理由はすべて合理的根拠に基づくものではなく、説得力がなく、追放の狙いはあまりにも政治的判断だったことが明らかであった。人民党二人の候補の追及は、米軍が人民党の当選を最も恐れていたからであり、友利候補の追放はキビ代闘争以来沖縄で最も急進的な地区になっている宮古で野党が勝利を占めるのを恐れたからである。大宜見候補（親米派、沖繩獨立論の主張者）⁽²⁵⁾の場合は、追放が公正なものであるかのように見せかけるための全くの小細工に過ぎなかったとも見方もあった。

そこで立法院は一九六五年一月三〇日、第三〇回立法院議会（臨時会）で被選挙権を剥奪している布令の規定の廃止を要請する決議⁽²⁶⁾を再度行った。四人が失格宣言を受けていたが、そのうち三人は野党側の候補者であり、しかも二人は人民党の公認であったことは留意すべきことであろう。失格宣言された四人の中で友利氏以外は、選挙区で

最高得票ではなかったので当落には関係なかったが、友利氏の場合は、四、七三一票獲得しており、次点の砂川氏の得票は四、二〇六票であったので、失格宣言がなければ、友利氏が当選していた。以下に見るように友利氏は裁判に訴え、裁判移送問題にまで発展する闘いを展開し、最終的には、勝訴し当選を勝ち取った。

裁判移送問題へと発展した友利氏（社大党）の選挙無効宣言について、友利氏は前述したように立法院議員選挙法二一〇条一項（処刑者の被選挙権の停止）に違反するとして同氏の得票は無効と宣言された。しかし同氏によれば六二年の立法院選挙の際、選挙法第一八二条三項（選挙の自由妨害）で起訴され、六三年一〇月二六日に罰金五〇ドルの判決が確定していた。ところが、立候補に際して上訴検察庁に問い合わせたところ、上訴検次長検事名で「立法院議員選挙法第二一〇条第一項の規定は適用しない」との回答が行われており、選挙投票日前に問い合わせても同様な回答であったといわれていた。²⁷友利氏は中央選挙管理委員会に対して「当選の効力に関する意義申し立て」を行った。異議申し立ての理由は、「立法院議員選挙で中選委の米民政府布令第六六号の適用で被選挙権の失格を受けたが、これは裁判によって公民権を停止しないという判決に反するものであり、選挙法違反にはならない。布令第六八号の適用による被選挙権を停止するという中選委の判断に問題があり、不服である」と訴えたものである。²⁸

（3）失格宣告への弁務官の見解と大統領行政命令の威力

① 弁務官の見解

失格宣言に対する沖縄住民の怒りが渦巻く中、ワトソン高等弁務官は、金門クラブの定期総会でゲスト・スピーカーとして出席し、琉球における民主主義、選挙権という特権、民主主義と法、教育された選挙民というテーマを設定して、今回の立法院議員選挙をふり返って論評し、布令適用による被選挙権の失格について次のような見解を述べ

た。「この問題に関して米民政府はまったく関知していないし、介入した事実はない。あくまで中央選挙管理委が法令に照らして独自に判断した結果である。米国においては三〇の州が、この布令第六八号と同様の法令をもっているし、二〇州が類似した法規定を行っている。問題なのは一度、罪を犯した者が果たして、公職につけるのに相応しい人物かどうかということであり、住民はまずこのことに留意し再考する必要があると思う。」²⁹と述べ、民政府は全く関知していないと公言し、中央選挙に責任転嫁しているが、追放のたびに人民党が中心であるのは単なる偶然と解することはできない。ワトソンは「一度、罪を犯した者が果たして、公職につけるのに相応しい人物かどうか」と述べているが、失格宣告された四人の罪状は、通常の殺人、窃盗など犯罪ではなく、米軍統治下での政治活動の中で起こった罪であったことを考えるならば、米軍統治下でなければ決して罪に問われるものではなかったのではないか。このように考えるならば、ワトソン弁務官はその命令を何ら問題はないことを強調したのであるが、司法権の独立を踏みにじるものであり、当事者はもちろんのこと支持者・有権者が納得するはずはなかった。

② 米軍統治下と行政命令の威力

米軍統治下においては、高等弁務官は、現地軍司令官としての絶大な軍事権限に加えて、行政、司法、立法の権力を一身に集め、文字通り琉球政府の頭上に君臨し、まさしく「沖繩の帝王」であった。弁務官は「安全保障のために欠くことのできない必要」があれば、琉球における全権限を思う存分に行使できた。³⁰さらに、自ら法令を制定、改廃することさえでき、裁判権を民から軍に移送することもできた。

米軍統治下において日本国憲法が適用されず、大統領行政命令が最高法規であり、沖繩住民の人権が高等弁務官の政治的判断でいとも簡単にはく奪されることを裁判移送命令は浮き彫りにした。「沖繩では大統領行政命令が憲法に

変わる存在だが、これは住民に与えられているというより、沖縄を統治する上での弁務官の任務規程的なものだ。だから同行政命令にある基本的人権の規程でも、高等弁務官はこの命令を行うに当たって：住民の基本的自由を：とあるように、憲法のように国民のための明確な規定ではない。本土では、憲法のもとに生きている」という法と国民の血のつながりがあるが、沖縄にはそれが無い。：大統領行政命令に基づく弁務官命令で、大事な裁判所の機能が侵害された。裁判所はそれに従った。³¹。このように米軍統治下で日本国憲法は適用されず、アメリカの統治に都合よく行政命令が適用され、住民の権利が侵害されることがたびたび起こった。

Ⅱ 友利裁判と裁判移送撤回要求運動

琉球上訴裁判所は自らの裁判権を放棄する重大な決定を下した。世にいう「裁判移送問題」である。沖縄の裁判史上、いわゆる友利・サンマ移送裁判ほど以下に見るように熾烈を極めた政治裁判はないと言われるほど、県内はもろんのこと県外（本土）、アメリカの反響を呼んだ事件はないであろう。本稿ではこの二つの裁判のうち友利裁判だけを取り上げ、政治学的視点から考察したい。

中央選挙管理委員会と第二九区から立候補し当選した友利隆彪氏の間で争われている「二九区選挙訴訟の当選無効事件」であり、九六年六月一六日付けで高等弁務官命令により琉球上訴裁判から米国民政府裁判所に移管された。これは当事者が外人でない事件で民政府裁判所に移管された初の事例であった。³²

（1）友利裁判の経緯

一九六五年一月一四日に行われた第七回立法院議員総選挙で第二九区（宮古）から立候補した友利隆彪氏（社大）

は、前述したように、四、七三二票を獲得し、次点の砂川旨誠氏（民主）は、四、二〇六票で、両候補の票差は四九四票であった。友利氏は最高得票で当選したが中央選挙管理委員会は友利氏に失格宣言し、当選無効を言い渡した。中央選挙のこのような対応に対して友利氏はこの無効宣言の取り消しを求めて中央選挙を相手取って中央巡裁に提訴した。失格宣言の理由は六三年の選挙の際、立法院議員選挙法違反「選挙の自由妨害」（投票の強制）で罰金五〇ドル（二万八〇〇〇円）に処せられたこと⁽³³⁾。これは琉球政府章典（布令第六八号第二三条）の「重罪規定」に処せられたものに該当し、まだ特赦を受けていないから立法院議員の被選挙権を有しない、という判断であった⁽³⁴⁾。

この訴訟に対し一九六六年二月二三日中央巡回裁判所は、民裁判所に布令審査権があることを前提としたうえで、「米民政府布令第六八号第六八号改正八号第二二条後段の規定は、大統領行政命令に違反して無効である。仮に有効だとしても、同命令第七節の規定によれば、立法院議員選挙法のような対内的事項に関する立法権限は、琉球『政府』立法院に付与されており、かかる事項について琉球『政府』の立法（民立法）と布令とが併存する場合には、同命令第一一節所定の手続に従って民立法を廃止又は改正することのない限り、民立法が優先適用されるものと解すべきである⁽³⁵⁾」と判示した。この判決に対して、中央選挙管理委員会は、「琉球政府章典は琉球政府の基本法ともいふべきものである。立法、行政、司法の機関を備える琉球政府は、布告、布令に従わなければならない。したがって特別な事情の規定がない限り、裁判所は布令、布告に従う義務を負わされているから、これを審査し、有効、無効を宣言する権限はない⁽³⁶⁾」と判断し、上告した。

(2) 裁判移送問題へ発展

この判決に高等弁務官が異議を唱えたため、沖縄住民の自治権拡大要求に逆行する裁判移送問題が持ち上がった。

ことの発端は一九六六年六月七日、民政官ジェラルド・ワーナーから琉球政府上訴裁判所主席判事仲松恵爽宛に次のような裁判移送命令文書が送られたことであつた。「改正大統領行政命令第一〇七二三号第一〇節(a)(1)項及び(b)(1)項の規定に基づき、高等弁務官は、現在の上訴裁判所に係争中の二つの事件が、合衆国の安全、財産、利益に影響を及ぼす特別重要な事件であることを決定したこれらの事件は、琉球政府上訴裁判所がこれから二つの事件のいずれについても、手続を進行しないよう命ずる。両事件の裁判権は、ここに琉球政府裁判所から取消され、かつ合衆国民政府裁判所に移管せられた。現在、上訴裁判所又はその他の機関が保有している、これらの二事件に関する一切の記録は処理のために、合衆国民政府法務局長あて、可及的速やかに移送されるものとする³⁷⁾」。この申し入れに対して琉球上訴裁判所は、一九六六年六月一六日、友利裁判の移送について「琉球列島米国民政府裁判所に移送する」と決定した。沖繩の人権の砦である琉球裁判所の裁判権が取り上げられたことによつて、軍用地問題以来といわれるほどの抗議の怒りが高等弁務官と上訴裁判所につづけられ、以下に見るようなかつての島ぐるみ闘争を彷彿させる裁判移送反対運動が全体的に展開された。

この事件は沖繩住民からみれば、野党議員が一人増えたからといってアメリカの利益や極東の安全にどのような重大な影響を与えるのか、多くの住民が理解に苦しんだのではないだろうか。アメリカが主張するほどアメリカの安全、財産、利益に影響を及ぼすほどの重要な事件とは受け取られていなかった。それだけにこの移送命令に対する住民の反発が表面化するのに多くの時間を必要としなかった。とりわけ日頃は、何事に付け冷静に構えている法曹界での反響は大きく、抗議決議を行うなど、ワトソン高等弁務官の命令は、司法権の独立を侵すとともに司法自治の後退をもたらすものとして直ぐに批判の声が上がつた³⁸⁾。

(3) 裁判移送撤回要求県民大会の開催

県民の怒りが日増しに高まる中で、裁判移送撤回共闘会議も結成され、「裁判移送撤回要求県民大会」が開催された。反対運動の規模はまさに島ぐるみ闘争の感を呈してきた。会場には、抗議と怒りに満ちた政党、労組、民主団体、市民など一万五千人が結集し、島ぐるみ闘争を背景にかつてないほどに盛り上がり、「裁判移送命令を撤回せよ」「大統領行政命令を廃止せよ」と声高に訴えた。大会では、裁判移送問題のきっかけとなった友利隆彪氏が、次のように挨拶した。「今度の裁判移送はわたし個人の問題ではなく全県民の基本的人権にかかわる問題であり、むしろ光栄に思っている。私は布令のため立法院の席を獲得することはできなかったが、裁判に持ち込めば十分勝つ自信はあった。このような矢先、弁務官は裁判を民政府に移してしまった。これらの問題は単に私自身の問題ではなく、県民一人ひとりの問題であり、みなさんとともに最後まで頑張るつもりだ」⁽³⁹⁾。

大会では、弁務官、米国大統領、国防長官、上下両院議長宛の抗議決議が行われた。「裁判移送命令に対する抗議撤回要求決議」(要旨)「弁務官は上訴裁の裁判権を取り消し、民政府裁判所へ事件の移送を命令した。これは、民主主義を根本から否定し県民の裁判権を侵害したものである。われわれは琉球裁判所において裁判を受ける権利があり、この権利を奪うことは基本的人権をも奪うことにもなる。また、自治権の拡大を要求する県民を無視するもので、このような軍事独裁支配は断じて許せない。戦後二一年もなる今日、いまだに奴隷の地位に甘んじることは絶対にできないものではない。よって九十六万県民は弁務官の措置に強く抗議し、次のことを要求する。

- 一、移送命令を即時撤回すること。
- 一、移送命令権をうたっている大統領行政命令第十節を撤廃すること。

- 一、弁務官による上訴裁判事の任命制と巡回裁判所の判事の承認制を廃止すること。
- 一、県民に係わる裁判権を民裁判所へ移管すること。
- 一、被選挙権剥奪規定を廃止すること。⁴⁰

Ⅲ 裁判移送命令と沖縄住民の怒り

裁判移送問題について、兼島方信氏（当時中央巡裁刑事部長）が、「私の知る限りではこれまでに米民政府から、琉球政府裁判所の裁判について、干渉がましいことのなかったことから、晴天のへきれきの思いで法曹界の人々だけでなく全住民の大半と云っていいほどの人々の関心をひいた事件であった⁴¹」と語るように、これまで裁判への干渉はなかったが、移送問題が起こったことで自主性を堅持してきた裁判所にまで、ついに布令布告を適用してきた。このことは沖縄に真の民主主義がないことを立証するものであり、沖縄県民、日本国民にとって、移送命令は、単に事件当事者間だけの問題としてではなく、沖縄の司法制度の根幹、県民の基本的人権、住民自治の根本に触れる重要な問題として、全県民、全国民の問題となった。⁴²

（一） 裁判移送命令に対する立法院の動き

裁判移送決定が出された立法院では、直ちに野党が合同会議を開いて検討に入った。野党各議員は、移送決定は「単なる友利氏個人の問題ではなく、基本的人権保障の最後のトリデとしての司法権を守るかどうかにかかっている」ことで意見が一致した。さらに、立法院が第三〇回臨時議会（一九六五年二月）で「被選挙権を剥奪した布令の撤廃を要請する決議」をしているだけに、今回の処置は高等弁務官が立法院の意思を踏みにじったものであるとして、

強い抗議決議をする意向であった。ところが、与党民主党の対応は消極的であった。「自治権拡大の面から問題は大きい、移送決定の法制面からの検討を十分に検討すること」にとどめ、ただちに抗議決議することには、あまり気乗りしていなかったが、自治権拡大を要求しており、司法権への干渉にはショックを隠せなかった。⁽⁴³⁾

① 立法院議員団のワトソン高等弁務官に対する撤回要求決議

このような怒り渦巻く中で、立法院はワトソン高等弁務官宛の「琉球上訴裁判所に対する訴訟事件移送命令に抗議しその撤回を要求する決議」を全会一致で可決した。桑江朝幸氏（民主）が「今回の裁判移送は民主主義に反し、司法制度を自らの統治に利用しようとするものである。またアメリカが、いくたびとなく言明した琉球政府の権限を順次拡大するというにも反し、自治権の拡大をも無視するものであり、断じて許すことはできない⁽⁴⁴⁾」と決議要旨を朗読し、その後、高等弁務官あての決議が行われた。決議文は次のとおり。「琉球上訴裁判所に係争中であり、それぞれきたる六月二八日及び七月八日を判決言い渡し期日とされていた、いわゆる『友利事件』及び『サンマ課税事件』の二つの事件について、去る六月七日、高等弁務官は改正大統領行政命令第一〇七一三号第一〇節(a)一項及び(b)一項の規定に基づきアメリカ合衆国の安全、財産、利益に影響を及ぼす特別重要な事件であるとの理由で、琉球上訴裁判所の取消しとアメリカ合衆国民政府裁判所への移送を命じ、琉球上訴裁判所は、六月一六日に、この命令に従って両事件の移送を決定した。この移送命令は、民主主義に反し、県民の裁判権を侵害するものであり、かつ、司法制度を自らの統治目的に利用しようとする不当な干渉であるばかりでなく、判決直前にこの命令を出したことは、琉球政府の裁判所の権威を無視する措置である。これはまた、琉球政府の権限を逐次拡大するとのアメリカのいくたびかの言明を自ら否定し、県民が絶えず要求してきた自治権の拡大をも無視する不当な措置であり、断じて許せるもので

はない。よって、琉球政府立法院は、今回の高等弁務官の措置に対し、激しく抗議し、その撤回を強く要求する⁽⁴⁵⁾。

② 立法院代表とワトソン高等弁務官の会見

立法院代表は移送問題で政界が慌ただしく動く中でワトソン高等弁務官と会見することになった。民政部側からワトソン民政官立ち合いで行われた。立法院議員と弁務官の移送問題への考えを知る上では貴重な階段であった。その質疑は次のとおりである。まず社会党の岸本利実議員は「①弁務官の今回の措置は裁判権を途中から引き取るものであり、日本国民として当然保護されなければならない権利を奪うものである。②法令審査権は、琉球政府裁判所にあるというのが当然の考え方であり、裁判所もこれを主張している。それを審査権がないとして判決が出される直前に取り下げるのは不当である」。これに対して弁務官は「実績が示すとおり、私は赴任以来二三月間の政治は、住民のためのものであったし、特定の政党のためにしたことはない。誰からも人権を奪ったものではないし、大統領が責任を負う裁判所で公平に審理されるであろう」と答えた。しかし、質問に真正面から誠意をもって答えなかった。人民党の古堅実吉氏が「今回の措置に全住民は関心を持っており、撤回を要求しているが、民主主義にかなっていないか」と質した。これに対し弁務官は「あなたが全住民の代表として選ばれたことを聞いたことはない。あなたは二〇年の民主主義の経験しかないが、私は五〇年余の経験を持っている」と答えた。人民党に対しては厳しく反論した。そもそも立法院議員選挙は、小選挙区制であり、全住民の代表として選ばれることがないのは制度上やむをえない。これもまともな答えではなかった。社大党の平良幸一氏が「①裁判権を途中で取り下げるのは妥当だとは考えられない。②略、③友利事件は、我々に与えられた権限で立法院議員選挙法を制定した。これには被選挙権の規定もちゃんとあり、罰金刑を言い渡され、これを償えば当然被選挙権があることになっている。それに反する布令は、当

然審査の対象になる」と裁判移送の撤回を要求した。与党民主党の桑江朝幸氏も「今回の問題の発端になった被選挙権はく奪の規定は、廃止してほしいし、移送命令も撤回してほしい。今回の措置は双方にとって残念なことであり、自治の後退があらわれた」と弁務官の行った移送命令を批判した。このように立法院の代表が要求したにも関わらず、弁務官からは解決の糸口になるような回答はなく、弁務官の対応、裁判移送への住民の怒りはますます高まっていた。⁴⁶

(2) 本土政府の対応

① 国会審議での対応

社会党など野党は移送問題を衆院予算委員会に取り上げ、政府の対応を質した。興味深い質疑応答であるので、少々長くなるが引用したい。まず社会党の勝間田誠一氏は「沖縄で今重大な問題が起こっている。…ワトソンが米民政府裁判に移送命令を出したことは、沖縄の県民にショックを与えている。大統領行政命令が不満なことは申すまでもないが、こういうことは米国の重大な安全に影響するならともかく、物品税や選挙問題まで『強権』を出して横車を押すことは許されない。立法院は全員撤回要求しており、上訴裁も撤回を要求するという。これは当然だ。日本政府はどうするのか。首相に聞きたい。あなたがどういふかは、沖縄の県民が注目している」。佐藤首相は「理屈よりも、こういう事態は困ったことだ。円満に早く現地で解決できるよう今しばらく現地の推移をみたい。」と答弁したように、この問題にかかわりたくない答弁であった。続けて勝間田氏は「県民の選んだものを好ましくないと失格させるやり方は非民主的政治との疑いを持つ。…しかも裁判まで移すのは悪に悪を重ねるものだ。…現地での解決を望むということではなく、日本政府としては遺憾だといふ。自治拡大のポイントなのだからこれを佐藤内閣は日米協

で話し合って解決すべきではないか。もっと一歩進んだ見解を期待したい。」と詰め寄ったが、佐藤首相は「いま調査していることだし、成り行きによく注意して私たちも善処する気持ちである」と答弁するにとどめた。安井総務長官は「民政府に裁判を移したことは感情から面白くない。ただ米民政府の考え方は米国の重大な利害に関係ありとすれば移せる。裁判の結論に布令布告を沖繩の裁判所が関与して別の結論を出すので移管した物と思う⁴⁷。」と答弁し、「感情から面白くない」と発言しているが、これは感情の問題ではなく、司法の独立を守れるかどうかの重大な問題であるが、総務長官にはこの感覚はなかった。逆に米民政府の移送に理解を示しているようにも受け取れた。政府側としては、沖繩の主張を認めると、その解決策として米民政と交渉をしなければならぬ。しかし交渉力・政治力はなく困惑したのではないか。できるだけ火の粉が降りかかるのは避けたいというのが本音であっただろう。

② 立法院代表への対応

移送命令撤回要求運動は本土政府にも向けられ、立法院は七月三日、長嶺秋夫議長、安里積千代氏(社大)、中村晧兆氏(民主)の二人の代表を上京させた。政府への要請の中で安井謙総務長官は、政府の立場を次のように述べた。「一、この問題は、日本政府が、対米交渉して法律論を戦わせるべき問題ではない。ただ非常に困った問題でこじれて大きくするのは、米流ともに利口なことではない。解決の具体案は、弁務官とワシントンの間でなければ出せないであろう。二、外交交渉してほしいということだが、これは、難しいことだ。一般論としてならば反対ではないが、移送命令を撤回せよとの交渉をすることは難しい。現地で円満に解決できるよう、こちらでも努力したい⁴⁸」。このように本土政府の対応は極めて冷ややかであり、まったく解決の意思はなく、それどころか、交渉によって米国の機嫌を損なうことが心配であったのではないか。

(3) 上訴裁判所への抗議と米軍統治下の司法制度の問題点

① 上訴裁判所への厳しい抗議

この二つの事件については、第一審の中央巡裁判決で「琉球政府裁判所にも布令審査権がある」との見解のもとに弁務官布令の効力を否定し、「勇氣ある判決」として注目されていただけに、司法関係者は「この命令は司法自治の縮小だ」と悲壮感が漂った。仲松恵爽上訴裁首席判事は自治権拡大に向かっていている現状とまた司法自治の向上という面からワーナー米民政官に対し同命令の撤回を米民政府に要請したが、返事は「ノー」の一点張りであった。結局、上訴裁では全判事が出席して合議を開き審理した結果、「やむを得ない」として移送を決定した。仲松首席判事は「残念だと思っているが、しかたがなかった」「弁務官の命令であるので、従わざるを得なかった。大統領行政命令に基づき適法な手続きで、出された命令であり、これ以上反対することは大統領行政命令を攻撃することになる⁴⁹」とその間の事情に理解を求めた。

しかし、上訴裁判所が最終判決を出すことなく、裁判移送に応じたことは、法曹関係者をはじめ多くの沖縄住民を失望させ、同時に怒りを買ったことは言うまでもない。移送問題について、琉球法曹界は、臨時総会を開催した。総会には検事、弁護士、書記官ら約二〇〇人が出席した。岸本利男弁護士が「裁判移送命令が司法権の独立を危機に陥らせている。裁判所の威信が傷つけられたことは法律家として残念だ。住民の人権を守る最後の砦を守り、住民の信頼に応えるためにも抗議の意思表示をすべきである。」と緊急動議を提出し、満場一致で採択された。上訴裁事務局長は移送命令に応じた経緯について「判決を言い渡すまで待つてもらいたく、できれば移送命令を撤回するよう前後五回にわたって米民政府へ要望したが、聞き入れられなかった。上訴裁としても移送命令の撤回に努力したつもり

だ」と釈明した。これに対して、「沖縄住民の権利自由を守るといふ裁判所本来の姿勢から、職を賭けても移送命令に抵抗すべきであった」「住民の権利を守るためにこれまで司法部の立ち上がりが見られなかった。…命令だから仕方がなかったでは済まされない」と手厳しい批判が相次いだ。その後、「…われわれは、移送命令の早急な撤回を要請するとともに、再びこのような権限行使により住民の司法自治を危機に瀕させぬように強く訴える」抗議文が満場一致で採択された。⁵⁰ 当時、上訴裁判事排斥の先頭に立っていたのが兼島方信（当時中央巡裁刑事部長）であった。兼島氏は「裁判官のわれわれが自負をもって仕事をやってきたが、根底からくつがえされた。裁判官は語らずというが、こんな状況の中では黙っておれない」と語り、裁判移送に強い不満を示していた。

② 米軍統治下の司法制度の問題点

最も根本的な問題は、米民政府の交付する法令である布令、布告等に絶対的優位性が置かれていることである。しかも米民政府の権限を抑制し、沖縄県民の基本的な人権を保障する憲法、またはこれに代わるべき民主的な基本法が存在しないために、その布告、布令の中には米軍の都合によって、かなり恣意的に制定され、改廃されているものがあった。裁判移送で問題となった米民政府布令第六八号改正八号、高等弁務官布令第一七号改正三号もその一例に過ぎないと指摘されている。⁵²

さらに、米軍統治下の沖縄では、上訴裁判官が任命制であることの問題点も指摘しなければならない。「この移送を決定した上訴裁判所の五判事がアメリカ側の任命者であることも我々は見逃すことができない。もし、上訴裁判の判事たちが住民の任命であったら今度のようにすぐ移送命令に応じたかどうかは疑問である」との指摘もあり、米軍統治下の司法制度とはいえ、その民主性への疑問が出たのは当然であった。今度の裁判移送問題では「五人の判事が

重大な責任を取らなくてはならないのではないか。民政府から命令が出されたのなら、その命令をみんなに知らせ、いっしょになって問題点を明らかにしていくべきではないか。上訴裁で移送を決定したというのだからなおさらだ⁵⁴。『琉球新報』「社説」は、「米国の利益と住民生活」の見出しで移送問題を批判し、同時に、裁判権の民移管を訴えている。「裁判権の移送問題も『米国の安全、財産または利益』と『沖繩住民の基本的権利』とが天秤にかけられた重大問題である。…大統領行政命令や布告、布令については、裁判制度や布告、布令など積極的な改善を働きかけたうらみがあつたが、今回の問題をきっかけに、行政府、立法院、裁判所が十分意見を調整して、強く施政権者に当たり、移送の撤回、行政命令の改正、裁判権の民移管を実現しなければなるまい⁵⁵」と訴えた。

V 移送裁判の開始

(1) 裁判官任命

ワトソン高等弁務官は、松岡主席、長嶺立法院議長、仲松上訴裁首席判事ら三権の長と立法院特別委員会の大浜委員長ほか関係議員を米民政府に招いて、高等弁務官によつて民政府裁判に裁判移送された⁵⁶「サンマ課税事件」と「友利選挙訴訟」の二つの裁判を規定方針どおり審理することになった。ところが、移送を受けた米民政府裁判所には、当時本件を審理すべき裁判所（官）は存在しなかつた。そこで、裁判直前に、ワトソン高等弁務官は次の三氏を米民政府民事裁判所の判事に任命したことを明らかにした⁵⁶。いずれも在日米軍関係者であつた。

裁判官が決まつたことで、裁判移送問題は急展開することになった。その結果、六月に移送が決定してから約三ヶ月にわたつて沖繩を混乱に陥れた二つの裁判についての命令の撤回は、これで事実上拒否されることになった。この

日に任命されたのは、首席判事がステイブン・H・シムズ判事（在日米陸軍司令部法務部付）、アブラハムブラック判事（在日米陸軍調達庁法務部付）、ジョン・A・マッキーニス判事（在日米陸軍輸送司令部法務部付）の三人であった。民政府スポークスマンは「この三人の判事任命の措置はワシントン政府の指示に基づくものであり、民政府上訴裁判所の判決が最終的なものとなる⁵⁷」と語った。移送裁判が民政府裁判所で審理されることになり、判事が任命されたことは、裁判移送撤回運動が高まっていた時だけに、各方面に大きなショックを与えたことは間違いない。

各種民主団体は「裁判移送は民主主義を踏みにじるもの、米民政府裁判所での裁判を阻止し移設撤回を勝ち取るまであくまで戦う」と怒りを禁じえなかったのも当然であった。前鹿川金三琉球法曹会副会長（上訴裁事務局長）は「米民政府は裁判移送が重大権利侵害だということを反省しなかった。全住民の要求が不当に踏みにじられたことに怒りを感じる⁵⁸」と述べた。

長嶺秋夫立法院議長は「裁判移送問題に対しては、各種団体、法曹会、立法院が立ちあがって民政府にその撤回を強く要求し、また本土政府にもその協力を要請したが、それが入れられず残念である。ラスク・佐藤会談でラスク国務長官は『よい解決策があるので目下検討中である』と述べたので大きな期待をよせていたが、住民の願望が入れられないのはかえすがえす残念でならない。今度の裁判移送は大統領行政命令からしても疑問があり、政治的にも自治拡大にもとるので問題がある。撤回してほしい⁵⁹」と述べたが、その声は全く届くことはなかった。

（2）友利氏の出廷拒否

裁判当日、裁判移送共闘会議の民主団体、労働組合員ら約二〇〇人が徹夜の座り込みによる抗議渦巻くなかで移送裁判は開廷された。抗議団は夜明けとともに労働歌を歌い「異民族の裁きを受けるな」「移送裁判を阻止せよ」を訴

えた。すわり込み団が早朝から出動したおよそ四〇〇人の警官隊と対峙することになったが、警察本部からの退去命令で民政府裁判所前から撤退し、立法院前に結集し抗議行動を続けた。開廷した法廷では裁判移送共闘会議の代表や関係者が傍聴したが、警官隊が外側を固めているためか傍聴希望者は少なかった。法廷内は緊縛した空気に包まれて審理は行われた。しかし、法廷には友利氏の姿はなく、公判は午後に延ばされた⁽⁶⁰⁾。出廷しない理由について友利氏は次のように語った。「私は絶対に米民政府裁判所に出廷しない、たとえ欠席裁判が開かれて私が立法院に出られなくても、異民族の裁く裁判には断固拒否するという沖縄の勇敢な民族意識をアメリカに知らしめたい」「移送問題はわたし個人の問題ではなく九〇万県民の問題であり、わたし自身県民のひとりとして戦っている。わたしが最も懸念することは、移送裁判が開かれ、われわれがこれに応じた場合、移送裁判の前例をつくることである。その結果は今後もしばしば移送裁判が米民政府裁判所で開かれることになる。法律とは慣習から出発したものである。風俗習慣の違う異民族がどうして異民族を裁き得ようか、アメリカ側は大きなミスを犯している⁽⁶¹⁾」。

(3) 判決と布令の撤廃

ワトソン高等弁務官の命令で米民政府裁判所に移送され、六ヶ月間にわたって撤回闘争が行われ、多くの沖縄住民に注目されていた友利裁判について判決が下った。

① 判決要旨…(イ)琉球「政府」裁判所には最終的なものではないが行政命令に照らして高等弁務官の立法行為を審査する権限(布令審査権)はある。従って中央巡回裁判所は本件判決をなすにつき、無権限ではなかった。(ロ)中央巡回裁判所が布令六八号改正八号第二二条後段を無効と判決した事は誤りであり、さらに友利氏が一九六三年に、宮古巡裁で重罪により有罪判決を受けたと判断した事も誤謬である。(ハ)よって、友利氏は布令第二二条後段の「重罪を犯

した者」に該当せず、一九六五年一月の立法院総選挙において資格を有する候補者であったから、中央選管のこれに対する失格宣言および砂川氏の当選決定（告示）は誤りであり、友利氏こそ当選人と宣言されるべきであると考え⁶²る。

この判決は、多くの沖縄住民の不安を吹き飛ばすものであり、大方の予想に反していた。特に布令審査権について、米民政府の移送命令した際の公式見解で「中央巡裁判決は、米国統治への挑戦であり、布令審査権は米国民政府裁判所にだけある」としていた。しかし判決はこれを覆した。琉球政府裁判所に布令審査権があるということを明示したことはまさに画期的なことであった。このようなことを考慮すると、この判決では中央選管の敗北と同時に米民政府、沖縄の帝王を自認していた高等弁務官が敗北したということになる⁶³。

その判決のもつ意義は、「単に原告・被告が勝訴することにより立法院議員の資格を回復したことに止まるものではなかった。同判決中の傍論と思われる部分において、琉球政府裁判所に布令審査権を認めるに至ったことも、これについて明示的な規定がなく、また民政府裁判にも先例がなかっただけに画期的な事件であった⁶⁴」。同時に、三人の裁判官が高等弁務官の政治的配慮を顧みることなく、法律家としての良心に従い、独自の見解を打ち出したことも注目されるべきである。米民政府の政治的思惑が、琉球の法体系、司法の独立、引いては民主主義を踏みじろうとしたとき、米国の法律家が、これにブレーキを掛けたということは、法律というのが、一国の利害を超越した存在であることを改めて認識させたことは極めて意義深いことであった⁶⁵。

② 布令の廃止へ

松岡主席は、判決後早々に、米民政府のワーナー民政官に、布令第六八号（琉球政府章典）の第二二条後段の「重

罰」と「破廉恥罪」規定を削除するよう申し入れた。「目下検討中であるが、要望に答えるであろう。同条項を廃止する容易がある」と、「廃止する考えがある」ことを初めて明らかにした⁽⁶⁶⁾。同布令の廃止に向けては、民主党三役もワナー氏にその廃止を申し入れた。桑江幹事長は、「廃止の用意があるというだけでは納得できない。廃止すると約束せよ」と迫ったところ、ワナー民政官は「すみやかに廃止することを約束する⁽⁶⁷⁾」と語ったと発表した。アンガー高等弁務官は、すみやかに米民政府布令第六八号（琉球政府章典）の改正第一一号を公布して、同布令第二二条後段で規定している立法院議員の被選挙権の欠格条項である「重罪」と「破廉恥罪」の規定を廃止し、この改正は即効力を発することになった。沖縄住民にとっては、悪法の見本のように言われてきた同布令がやっと廃止されることになった⁽⁶⁸⁾。

さらに、裁判の余波は判事の任命にまで波及した。これまで判事の任命は高等弁務官であったが、今後、高等弁務官の権限で、上訴裁首席判事をはじめ上級裁判初判事の任命をする意思がないことを明らかにした。同時に、これら上級裁判所判事の任命権を行政主席に委ねることを示唆した⁽⁶⁹⁾。

あとがき

裁判移送問題をとおして米軍統治下において司法の独立が脅かされ、被選挙権が時の権力者によつていとも簡単に奪われるかを実感させられた。しかし、このような不条理な米軍の圧政にも県民は諦めることもなく勇敢に戦い権利を勝ち取った。はく奪された権利でも民衆の戦いによつて勝ち取ることができるといふ貴重な体験をした。本裁判移送問題は、当事者の友利氏が「移送問題はわたし個人の問題でなかった。九〇万県民の問題であり、わたし自身

県民のひとりとして戦っている」と語っているように、単に一人の候補者の問題でなく、はく奪された権利を回復するために米民政府、高等弁務官を相手に戦ったことは有意義なことであった。民主主義国家の先駆者を標榜するアメリカも統治下の沖縄では植民地意識が強く、沖縄の司法、立法、行政に事あるごとに介入した史実は後世に残すべきである。

裁判移送問題が起こってから、地元の新聞は連日のようにかなりの紙面を割いて報道していた。これは、問題が米軍統治下とはいえ、全く見逃すことにできない事件であったことの証左である。本論において詳細にみたように、立法院、法曹関係者はもちろんのこと、県内の多くの民主団体が事件の不当性を訴えるために立ち上がり、県民大会を開催するなど、全県的な戦いへと発展した。沖縄の『琉球新報』、『沖縄タイムス』を丹念に調べ、考察しなければならぬが、本論文では、時間の制約などの事情もあり、十分な資料収集ができなかった。『沖縄タイムス』まで調べることができなかつたのは心残りである。米軍統治下における選挙研究によって米軍統治下においていかに県民の権利が抑圧されていたかを論及することは、研究上も有意義であり、研究を積み重ねその実相を後世に残し、伝え継ぐことは研究者の重要な役割でもある。裁判移送問題は、本論文において十分論じ尽くすには、あまりにも論ずべきことが多すぎることを痛感したものである。まだまだ論ずべきことは多いが、紙幅の都合もあり、他日を期してさらに論じてみたい。

(1) 大統領行政命令で高等弁務官には、「一法令の公布や琉球政府の立法に対する拒否権、二刑の執行停止・変更または恩赦や裁判の移送権、三いかなる公務員でもその職から罷免する権限、四琉球政府行政主席の任命」という絶大な権限が与えられ

ていた（松田米雄編『選後沖縄のキーワード』七〇―七二頁）。

(2) 第一回の立法院議員選挙は中選挙区制度が採用され、第二回からは小選挙区制で行われた。

(3) 『沖縄県議会史』第一七巻 資料編一四、八二三頁参照。

(4) 沖縄県選挙史編集委員会『沖縄戦後選挙史』第三巻、沖縄県市町村会、三八八頁参照。前掲『沖縄県議会史』八二三頁参照。

(5) 戦後の沖縄における自民党、民主党の系譜。民主クラブ（一九五二年四月九日結成）↓琉球民主党（五二・八・三）↓沖縄自由民主党（五九・一〇・五）↓沖縄民主党（六四・一二・二六）↓沖縄自由民主党（六七・一二・九）↓沖縄自由民主党県連（七〇・三・八）当山正喜『沖縄戦後史 政治の舞台裏』（沖縄県における政党の流れ）参照。

(6) 前掲『沖縄県議会史』八六四頁参照。

(7) 「米国統治下の沖縄における基本法の一つ。琉球政府の組織、権限ならびに運営について規定している。七章三六カ条からなり、米国の統治権の及ぶ地理的管轄区域、米国の統治権に服すべき琉球住民の人的範囲、およびその権利・義務・行政府・立法府・司法部の具体的組織や運営、琉球政府と市町村との関係などについて、かなり詳細に規定している（『沖縄タイムス大百科事典 中』沖縄タイムス社、八九一頁参照）。

(8) 『沖縄タイムス』一九六二年一月二三日。

(9) 「沖縄統治にあたって沖縄現地の米国政府機関（米軍政府。米国民政府など）が制定・公布した法令の形式。…米国統治下における沖縄の法体系は、おおまかにいって、これらの米国の制定する法令と琉球政府をはじめとする住民の自治組織によつて制定される法令（いわゆる民立法）とによつて構成され、米国側の法令が沖縄側の法令に対して上位法規としての地位を有した。…」（『沖縄大百科事典 下』沖縄タイムス社、三六二頁）。

(10) 正式名称は「琉球列島米国民政府」。「一九五〇年二月二五日、「米極東軍司令部が在琉球米軍司令部に対して発した『琉球列島米国民政府に関する指令』に基づいて、それまでの米軍政府を廃して、新たに設立されたもの。沖縄の長期的統治のため従来の占領政策では住民の協力を得難いとの米国側の判断から、たとえ形式的にしる軍政から民政へ移行することが必

要であったという考えがその背後にあった（『沖縄タイムス大百科事典 中』沖縄タイムス社、四一二頁参照）。

(11) 政府自民党にとって、日米安保体制の安定的運用を考えると、民主党が過半数を占め、基地を容認しない社会党、共産、社大党が議席を伸ばさない選挙結果を期待するのは当然である。このことは戦後七一年、復帰後四四年経っても基地が過重にある沖縄の選挙には今でも大きな関心があり、選挙のたびに支援している。

(12) 『朝日新聞』一九六五年二月二一日。

(13) 琉球新報社編『不屈 瀬長亀次郎日記』第三部 日本復帰への道、二二六頁参照。

(14) 『琉球新報』一九六五年二月一六日（社説）。

(15) 『琉球新報』一九六五年二月一七日。

(16) 『沖縄県議会史 第十七巻 資料編一四』八六五―八七二参照。

(17) 牧瀬恒二『沖縄三大選挙―一九七〇年問題と沖縄』太平洋印刷社、二二八―二二九頁参照。

(18) 前掲書、『不屈 瀬長亀次郎日記』二二二頁。

(19) 同上、二二七頁。

(20) 『沖縄県議会史 第二十一巻 資料編』一九七頁。

(21) 牧港・前掲書、二二二頁参照。

(22) 『琉球新報』一九六五年二月一五日。

(23) 「一九五二年四月の琉球政府発足式典において、立法院議員の瀬長亀次郎が起立せず、USCAR（ユースカー、琉球列島米国民政府）に対する宣誓を拒否した事件。その後、USCARは、あからさまに人民党を敵視するようになる」（琉球新報社編『不屈 瀬長亀次郎 日記 第一部獄中』琉球新報社、三三三頁）。

(24) 「法律時報」日本評論社、一九六八年三月号（臨時増刊 沖縄白書）、七五―七六頁参照。

(25) 牧港・前掲書、二二二参照。

(26) 前掲書『沖縄県議会史第二十一巻』二四六―二四九頁参照。

- (27) 『琉球新報』一九六五年一月一六日。
- (28) 『琉球新報』一九六五年一月一九日。
- (29) 『琉球新報』一九六五年一月二四日。
- (30) 大田昌秀『沖繩の帝王 高等弁務官』朝日文庫、二六頁参照。
- (31) 『琉球新報』一九六六年六月三日。「裁判権」(六)〈議員の抵抗〉。
- (32) 「琉球政府裁判所で公判中の事件を途中で米民政府裁判所に移送した例は、一九六二年、民間土建会社と米人商社間の「工事請負い代金請求事件」と、同年の台湾人による「通貨偽造行使事件」の二件、この二つの事件では、いずれも当事者の一方が外人であり、移送については特に問題にならなかった(『琉球新報』一九六六年六月一七日)。
- (33) ところが「友利氏は一九六三年五月、選挙の自由妨害により宮古巡裁で『罰金五〇ドル』の刑を受けたが、裁判官の情状裁量で立法院議員選挙法(民法)の被選挙権を認められ、しかも一九六五年の選挙前まで城辺町長をつとめていた。」(『沖繩の証言(激動の二五年)』三五―三五二頁)。そのときの判決文には、「被選挙権は継続する」ということが明記されている(新崎盛暉『未完の沖繩闘争』二二三頁)。
- (34) 佐久川政一「民政府裁判にみる布令無効判断の回避―友利裁判をめぐって―」『沖大論叢』第九卷第一号、一一頁参照。
- (35) 「法律時報」日本評論社、一九六八年三月号(臨時増刊 沖繩白書)、七五頁。
- (36) 「琉球新報」一九六六年六月一九日。
- (37) 『沖繩県祖国復帰闘争史』一〇八〇頁。
- (38) 大田・前掲書、三二八頁。
- (39) 『琉球新報』一九六六年七月九日。
- (40) 前掲書・『沖繩県祖国復帰闘争史 資料編』一〇八四頁。
- (41) 兼島方信『苦悩する裁判官』那覇出版社、一七六頁。
- (42) 前掲・「法律時報」七四頁。

- (43) 『琉球新報』一九六六年六月一七日。
- (44) 『琉球新報』一九六六年六月二二日。
- (45) 『沖縄県議会史 第二一巻、資料編』三三二―三三三頁。
- (46) 『琉球新報』一九六六年六月二六日。
- (47) 同上。
- (48) 『琉球新報』一九六六年七月五日。
- (49) 『琉球新報』一九六六年六月一七日。
- (50) 『琉球新報』一九六六年六月二二日。
- (51) 当山正喜『沖縄戦後史 政治の裏舞台』あき書房、四二四頁。
- (52) 前掲・「法律時報」七九頁参照。
- (53) 『琉球新報』〈社説〉一九六六年六月一八日。
- (54) 『琉球新報』〈座談会 裁判移送は司法権の侵害〉一九六六年六月一八日。
- (55) 『琉球新報』一九六六年六月一九日。
- (56) 前掲・「法律時報」、七七頁。
- (57) 『琉球新報』一九六六年九月二九日。
- (58) 同上。
- (59) 同上。
- (60) 『琉球新報』一九六六年一〇月五日。
- (61) 同上。
- (62) 前掲・「法律時報」七七―七八頁参照。
- (63) 『琉球新報』（記者座談会 上）一九六六年二月三日。

- (64) 佐久川・前掲一九頁参照。
- (65) 『琉球新報』〈社説〉一九六六年二月三日。
- (66) 『琉球新報』一九六六年二月六日。
- (67) 『琉球新報』一九六六年二月七日。
- (68) 『琉球新報』一九六六年二月八日。
- (69) 『琉球新報』一九六六年二月二三日。

